

インターネットガバナンスの動向

前村 昌紀 ●日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) インターネット推進部 部長

インターネットガバナンスの原則について世界中の関係者がまとめた「NETmundial会合」と、IANAに対して米国政府が持っていた監督権限の移管に向けた動きという2つの大きな出来事があった。国内でも民間主導のルール策定の重要性が認識されつつある。

■2014年に至る大きな流れ

「インターネットガバナンス」という言葉からは、インターネットに関するさまざまな課題と、それを解決するためのルール作りに関する過程や機構などから、いろいろなテーマが想起される。90年代中盤のインターネット商用化の動きから以降20年間ほどで、その中心課題も移り変わってきている。大きなテーマとしては、ドメイン名を中心としたインターネット資源管理を行う団体として1998年に設立されたICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) に対する米国の特別な地位を発端に、2003年、2005年の2回開催された世界情報社会サミット (World Summit on Information Society) において大きな議論となった、各国政府のインターネット政策に対する関与のあり方が、国連や国際電気通信連合 (International Telecommunication Union, ITU) の諸会議体を中心にくすぶっている。この問題は、2015年の国連総会で予定されている、WSIS後10年間レビュー (WSIS+10) という節目に向かって、再度、大きな焦点となっている。このあたりは、『インターネット白書2013-2014』の拙稿、および、JPNIC Webの「インターネットガバナンスとは何か」¹を、ぜひともご参照いただきたい。

本稿では、このような状況下で2014年に起こった2つの出来事を中心に解説する。一つは、全世界のインターネットに関係するさまざまな人々がインターネットガバナンスに関する文書を取りまとめた「NETmundial会合」、もう一つは、ICANNに対する米国政府の特別な地位の返上に向けてついに動き出した「IANA² 監督権限」の移管である。

■成果文書を残して成功に終わった、「NETmundial会合」

2013年10月のインターネット関連10団体による「モンテビデオ声明」³の直後、ブラジルのジルマ・ルセフ大統領が開催の意向を公表した「インターネットガバナンスサミット」には、「今後のインターネットガバナンスに関するグローバルマルチステークホルダー会合 (Global Multistakeholder Meeting on the Future of Internet Governance)」という正式名称の後、NETmundial (ネットムンディアル)⁴という愛称が付き、2014年4月23日、24日、ブラジルのサンパウロで開催されることとなった。継続開催は企画されておらず、一度限りの開催とされた。

準備検討を行う委員会は、正式名称通り5分野のステークホルダーの代表で構成され、筆者は技術コ

コミュニティ代表として参加した。委員会組成から3か月という非常に限られた期間で、全世界から膨大な数⁵が寄せられた寄書とコメントを基に、「インターネットガバナンスに関する原則」と「インターネットガバナンスの今後の進化に関するロードマップ」の2つのテーマに関する成果文書「サンパウロ NETmundial マルチステークホルダー声明(NETmundial Multistakeholder Statement of Sao Paulo)」⁶ (以下、NETmundial 声明)を仕上げた。

この声明では、資料4-5-1のような項目が盛り込まれた。インターネットガバナンスに関する「原

則」では、発展の原動力となったインターネットの技術的、機構的な特徴を固持しつつ、それを利用する人々や事業者に対して担保されなければならない点を網羅的に指摘している。インターネットガバナンスの今後の進化に関する「ロードマップ」は、この原則の観点から、インターネットガバナンスのプロセスに関する、その時点での課題を指摘し、以降の検討に申し渡しを行っている。「インターネットガバナンスとはどういう中身なのか」という問いに対して答えることができるものとして、ご一読をお勧めできる内容になっている。

資料4-5-1 NETmundial 声明

NETmundial 声明・原則-Principles	NETmundial 声明・ロードマップ-Roadmap
・ 人権と共有価値 ・ ISPなどの中間媒介者に対する(過度の賠償責任からの)保護 ・ 文化と言語の多様性 ・ 単一の分断されないインターネット空間 ・ インターネットのセキュリティ・安定性・復元性 ・ オープンな分散アーキテクチャ ・ 持続的な革新と創造を可能とする環境 ・ IGプロセスに関する原則 ・ オープンな標準	・ 全ステークホルダーが留意すべき課題8項目 ・ IGFやIANAなど、会議体や組織のあり方6項目 ・ 特定の政策テーマに関する課題3項目 ・ セキュリティと安定性、大規模監視、能力開発と支援 ・ 今後議論の深耕が必要な項目4項目 ・ ステークホルダーごとの役割の違い ・ 司法権との関係 ・ 改善努力の評価方法 ・ ネットワーク中立性 ・ 今後の会議体に、これらを踏まえた議論を奨励

出典：NETmundial (JPNIC、2014年)⁷

NETmundial 声明は一部に不満を表明する政府や市民グループはあるものの、総じて評価は高く、後の会議で度々参照される成果文書となった。極めて限られた時間、必ずしも万全とは言えない体制やプロセスの中で、主催者や委員だけでなく、世界中の関係者が、成果文書を形にするという目標に向かって並々ならぬ努力を結集した事例とし

て、非常に印象深い。

■ 「NETmundial 会合」を受けた動き：「IGF」と「NETmundial Initiative」

成果を打ち出したNETmundial 会合に対して、インターネットガバナンスフォーラム(IGF)⁸は、そもそも「対話の場」、つまり「決めない」場として

1 運営され続け、2014年のイスタンブール会合⁹で
2 9年目になった。「対話の場」だからこそ、率直な
3 意見交換ができるとして評価する向きが多いもの
4 の、形のある成果がないことに対する不満も目立
5 つようになってきた。そういった状況から、11年
6 目以降の年限延長を視野に入れて、2014年のIGF
では、成果を志向した Best Practice Forums¹⁰ と
いう試みを始め、文書に限らず、成果を意識する
動きが目立っている。ここにも、NETmundial 会
合の影響は大きい。

また、NETmundial の名 前 を 冠 し た
「NETmundial Initiative」¹¹ と呼ばれる活動が、
NETmundial 会 合 を 推 進 し た ICANN と CGI.br
(ブラジルインターネット調整委員会) に、世界経
済フォーラム (World Economic Forum, WEF)¹²
を加えた3者と呼ばひかけ人として、2014年後半に
提案された。これはNETmundial 声明の精神を引
き継ぎ、より複雑になっていくインターネットガ
バナンスの諸問題に関して、各団体の協働を推進
する活動とされているが、この活動を立ち上げて
いくにあたっての呼びかけ人3者のやり方が閉鎖
的だ、などの批判も聞かれるというのが本稿執筆
時点の状況であり、今後の展開が注目される。

■「IANA 監督権限」の米国商務省からの 移管、ついに始動

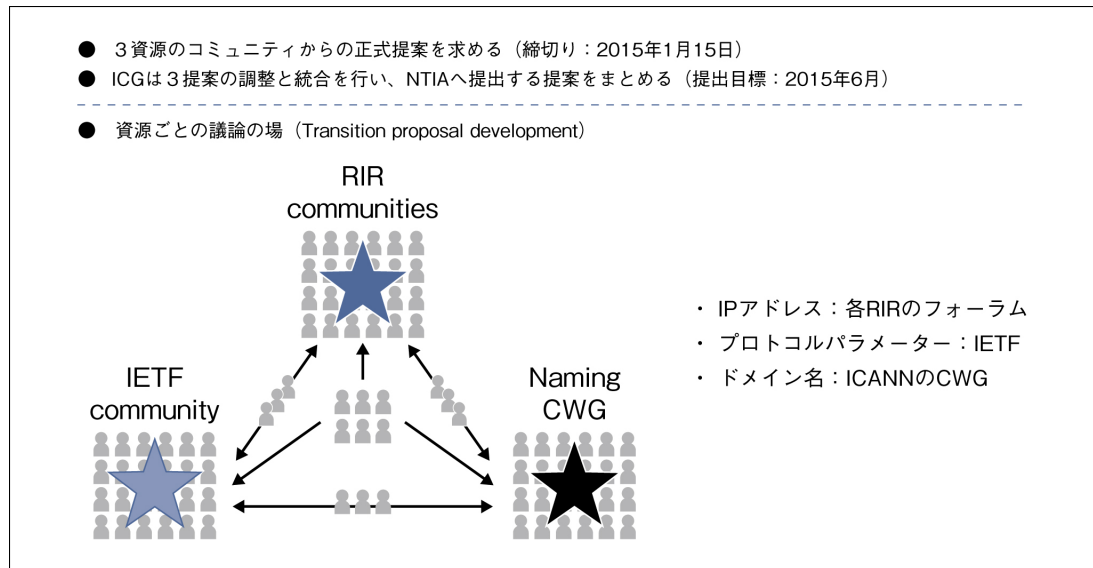
NETmundial 会 合 の 準 備 プ ロ セ ス が 進 ん で
いた2014年3月14日、米国商務省電気通信

情報局 (National Telecommunications and
Information Administration, NTIA) が、歴史的
な声明を発表した¹³。これは、インターネットの
DNS¹⁴ に関して担っていた同局の役割を、グロー
バルなマルチステークホルダーコミュニティに移
管する、とするもので、2013年10月のモンテビ
デオ声明で示唆された「IANA 機能のグローバル
化」に対応するものである。

NTIA から 移 管 後 体 制 検 討 の 「 呼 び け 人
(Convener)」に指名されたICANNは、移管後体制
の提案検討に責任を持つ、ICG (IANA Stewardship
transition Coordination Group) を、さまざまな
ステークホルダーからなる30人によって2014年
7月に組成し、ICGは検討に着手した。ICGの会議
は資料や会議記録も含めすべて公開されている。
¹⁵

ICG は、2014年8月27日にチャーター (グルー
プの役割を定義する文書)、同9月8日には提案募
集を公表し、ICGはNTIAに提出する提案を作成
するにあたって、IANAが管理する3つの資源 (プ
ロトコルパラメーター、IPアドレス、ドメイン名)
の管理方針を検討しているコミュニティに、それ
ぞれの資源に関する移管後体制の起草を委ねて、
自身は3つの草案を統合・調整する役目に徹する
という方針を明確にした。この提案提出の期限は
2015年1月15日であり、それまでの間に各資源
コミュニティがそれぞれの提案を作成することと
なった。

資料4-5-2 ICGが提案募集を発表（2014年9月8日）



出典：IANA 機能の監督権限移管に関する議論の状況¹⁶（IPNIC、2014年10月）

起草プロセスは、資源ごとに特徴がある。プロトコルパラメーターについてはIETF¹⁷で検討が進むが、技術標準などで用いられるRFC¹⁸を検討するための標準プロセスに沿って検討を行った。すなわち、BoF¹⁹を開催後にワーキンググループ（WG）を組成し、Internet Draftと呼ばれる草案で議論し、RFCとして最終化するというプロセスである。ianaplan²⁰というのが、この議論のために組成されたWGだ。IETFは、ICANNとの間でIANA機能提供に関する覚書²¹を結んでおり、NTIAの役目がなくなったとしても、この覚書に基づく既存の枠組みで、問題なくIANAの運営ができるとした。

IPアドレスは、コミュニティがRIR²²によって地域ごとに分かれ、5つ存在する。全てのRIRが、提案募集公表から締め切りまでの間に1回ずつミーティングを持ち、他にメーリングリストなどを活用して議論を進める。基本的な考え方としては、サービスレベルに関する規定と説明責任に関する規定をICANNとRIRの間で固めれば、別段の機構は不要

という考えが大勢であった。5つのRIRの間の統合提案を検討するためにCRISP (Consolidated RIR IANAStewardship Proposal) チーム²³というのが組成された。CRISPチームは、全てのRIRミーティングが終わった後、12月からIPアドレスに関する統一提案の草案に着手し、本稿執筆時点で第2版²⁴が検討中である。

ドメイン名については、上の2つとは性質を異としている。ドメイン名に関する起草はICANNで行われるが、ICANNはそもそもマルチステークホルダーで構成されたコミュニティであるため考え方が多様であり、理事会決定やサービス提供に関して不満の声が少なくない。このため、NTIAが去った後のIANA機能の説明責任機構を考える上では、ICANN自体の説明責任機構の整備が必要だという考えが有力であった。そのため、この2者の整理に時間がかかった。

しかし、IANA監督権限移管の検討のために設置されたCWG to Develop an IANA Stewardship Transition Proposal on Naming

1
2
3
4
5
6
Related Functions²⁵では、設置された2014年10月以降急ピッチで作業を進め、同12月1日にドラフトを完成させ、意見募集にかけた²⁶。このドラフトでは、IANA機能監督に関してNTIA内部に設置されている機構の構造を踏襲した上で、ICANNを中心としたマルチステークホルダーによる機構に置き換える提案となっている。

IETFとRIRの提案は性質が似ているものの、ICANNのものは、異なる権能を持つ複数の会議体や法人を含むため、3資源の提案がどのように統合されてNTIAに提出される提案となるかは、本稿執筆時点では結論待ちである。2015年には、ICGの提案をNTIAが吟味し、受け入れるフェーズとなり、目が離せない。

■国内の動きとIGCJ

ここまで見てきたように、グローバルな場では、NETmundial会合がインターネットガバナンスの検討体制に大きな一石を投じるとともに、長年の懸念であったICANNに対する米国の特別な地位に対しても、機構変更に大きな進展があったというのが、2014年の1年であった。そうした動きを受け、国内においても、インターネットガバナンスというキーワードに対する関心が一段と高まった感がある。

インターネットは、今や国民の重要な情報社会基盤と位置付けられる一方で、グローバルな広がり

りをもって協調運用され、技術革新のスピードは速い。インターネットに関連する政策は、民間の幅広い関係者によって議論されることがますます重要と認識されるようになってきた。利活用局面においては、内閣官房が発表した「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」²⁷の取りまとめにあたって、事業者、利用者を含め大きな議論があった。大綱では、上のような性質に対応するために、マルチステークホルダーによる民間主導のルール策定の重要性が明記された。また、総務省情報通信審議会からは、情報通信政策部会ドメイン名政策委員会²⁸の検討に基づいて、DNSの管理運営に関してだけでなく、インターネットガバナンスの諸課題に関しても、多様な主体が集まり議論する開かれた場が確保されることが望ましいとする答申が発表された²⁹。

このような動きと並行して、JPNICではインターネットガバナンスの諸課題を幅広い関係者で話し合うことを目的に、「日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)」という活動³⁰を、2014年6月に開始した。従来からインターネット全体の運営に興味がある技術コミュニティだけでなく、学術関係者、ビジネスセクター、利用者などさまざまな関係者にご参集いただき、共通認識を基に建設的な議論ができることを目指して、場の形成から取り組んでいるところである。ぜひともご参加いただきたい。

1. インターネットガバナンスとは何か (JPNIC、2013年10月)
<https://www.nic.ad.jp/ja/governance/about.html>

2. IANA (Internet Assigned Numbers Authority) : ドメイン名、IPアドレス、プロトコル番号など、インターネット資源のグローバルな管理を行っていたプロジェクトグループ。2000年2月にIANAが行っていた各種資源管理の役割はICANNに引き継がれ、以後IANAはICANNにおける機能の名称として使われてきた。

3. インターネット関連10団体が「今後のインターネット協力体制に関するモンテビデオ声明」を発表 (JPNIC、2013年10月)
<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2013/20131008-01.html>

4. JPNIC News & Views vol.1196 特集「NETmundial報告」(JPNIC、2014年5月)

NIC、2014年5月)

<https://www.nic.ad.jp/ja/mailmagazine/backnumber/2014/vol1196.html>

5. 寄書は46か国から188件。寄書を基に会期前にまとめられたドラフトに対するコメントは1370件。

6. NETmundial Multistakeholder Statement
<http://netmundial.br/netmundial-multistakeholder-statement/>

7. NETmundial[PDF] (JPNIC、2014年5月)
<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20140529-ICANN/20140529-7.pdf>

- 8.IGF (Internet Governance Forum)
<http://intgovforum.org/>
- 9.JPNIC News & Views vol.1253 特集「IGF イスタンブール会合 (IGF 2014) 報告 (JPNIC, 2014年9月) <https://www.nic.ad.jp/ja/mailmagazine/backnumber/2014/vol1231.html>
- 10.BPF (Best Practice Forums)
<http://www.intgovforum.org/cms/best-practice-forums>
- 11.NETmundial Initiative
<https://www.netmundial.org/>
- 12.WEF (The World Economic Forum)
<http://www.weforum.org/>
- 13.米国商務省電気通信情報局がインターネット DNS 機能の管理権限を移管する意向を表明
<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2014/20140317-02.html>
- 14.DNS (Domain Name System) : インターネットの重要な基盤技術の一つで、ドメイン名と IP アドレスの対応付けや、メールの宛先ホストを指示するためのシステム
- 15.NTIA IANA Functions' Stewardship Transition
<http://ianacg.org/>
<https://www.icann.org/stewardship/>
- 16.IANA 機能の監督権限移管に関する議論の状況 [PDF] (IPNIC, 2014年10月)
<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/igcj/20141024/2-okutani.pdf>
- 17.IETF (Internet Engineering Task Force) : インターネット技術の標準化を推進する任意団体。IETF における技術仕様は、RFC (Request For Comments) という名前で文書化、保存され、広くインターネットを通じて参照できる。
- 18.RFC (Request for Comments) : IETF による技術仕様の保存、公開形式。もともとは「コメント求む」の意味で、技術仕様を公開し、意見を広く募集してよりよいものにしていくというインターネット初期の自由な意見交換の文化を反映している。
- 19.BoF (birds of a feather) : 特定の話題について関心をもつ人が集まり、非公式に情報交換したり議論したりすること。
- 20.Planning for the IANA/NTIA Transition (ianaplan)
<https://datatracker.ietf.org/wg/ianaplan/charter/>
- 21.RFC2860, Memorandum of Understanding Concerning the Technical Work of the Internet Assigned Numbers Authority
<http://www.rfc-editor.org/rfc/rfc2860.txt>
- 22.RIR (Regional Internet Registry) : 特定地域内の IP アドレスの分配・管理を行う組織。アジア太平洋地域を受け持つ APNIC、北米地域の ARIN、欧州地域の RIPE NCC、中南米地域の LACNIC、アフリカ地域の AFRINIC の 5 つがある。
- 23.Consolidated RIR IANA Stewardship Proposal Team (CRISP Team)
<https://www.nro.net/nro-and-internet-governance/iana-oversight/consolidated-rir-iana-stewardship-proposal-team-crisp-team>
- 24.「IP アドレスに関する統一提案の草案」第 2 版
<https://www.nro.net/wp-content/uploads/CRISP-IANA-PROPOSAL-Draft-08012015-clean-updated.pdf>
- 25.CWG to Develop an IANA Stewardship Transition Proposal on Naming Related Functions
<https://community.icann.org/display/gnsocwgdstwrshp/CWG+to+Develop+an+IANA+Stewardship+Transition+Proposal+on+Naming+Related+Functions>
- 26.Cross Community Working Group (CWG) On Naming Related Functions Public Consultation on Draft Transition Proposal, 1 December 2014[PDF]
<https://www.icann.org/en/system/files/files/cwg-naming-transition-01dec14-en.pdf>
27. パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱 [PDF] (内閣官房, 2014年6月)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryoushi.pdf>
28. 総務省情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会 (2013年10月~2014年12月)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/domain_name/
29. 「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」(平成 25 年 10 月 1 日付け諮問第 20 号) に関する情報通信審議会からの答申の公表 (総務省, 2014 年 12 月)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000160.html
30. 日本インターネットガバナンス会議 (IGCJ)
<https://www.nic.ad.jp/ja/governance/igconf/>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2015年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp